

表2 作業日報案 ※随時必要に応じて業務の変更あり

平成 年 月 日( ) 天気( )

	業務	区 域	従事した時間		作業人数	備考・道具
			午前	午後		
1	流れの整備	集落ゾーン				
2	築山の整備/草刈	集落ゾーン				
3	くさはら広場の整備/草刈	集落ゾーン				
4	圃路整備/草刈	集落ゾーン				
5	支障樹木剪定、伐採(低木類)	集落ゾーン				
6	落ち葉掃き	集落ゾーン				
7	外来生物対策作業(動物)	集落ゾーン				
8	ススキ除草	集落ゾーン				
9	枯れ草刈取	集落ゾーン				
10	水生植物除草・池周辺整備	集落ゾーン				
11	枯れヨシ、ガマ除去	集落ゾーン				
12	観察会等の支援活動	集落ゾーン				
13	落ち葉・アオミドロ除去	集落ゾーン				
14	ラクウショウ・メタセコイヤ並木整備	巨樹ゾーン				
15	保護対象種以外の植物の除草・アジサイ・アオキ・シュロ等の伐採	生きものの森ゾーン				
16	保護対象植物の生育環境の維持作業	生きものの森ゾーン				
17	ツル植物除去	全域				
18	落下枝撤去	全域				
19	外来生物対策作業(植物)	全域				
20	ゴミの回収	全域				
21	樹木剪定・周辺整備・下草除草	全域				
22	保護対象種の植物生育状況記録	全域				
23	ラベル作成・看板設置	全域				
24	補植植物の育成管理及び移植	全域				
25	解説板清掃	全域				
26	哺乳類の調査	全域				
27	道具類の片付け・整備	全域				
28	安全の確認(スズメバチなどの危険生物や破損している箇所)	全域				
29	工作物の保守点検/修理修繕	全域				

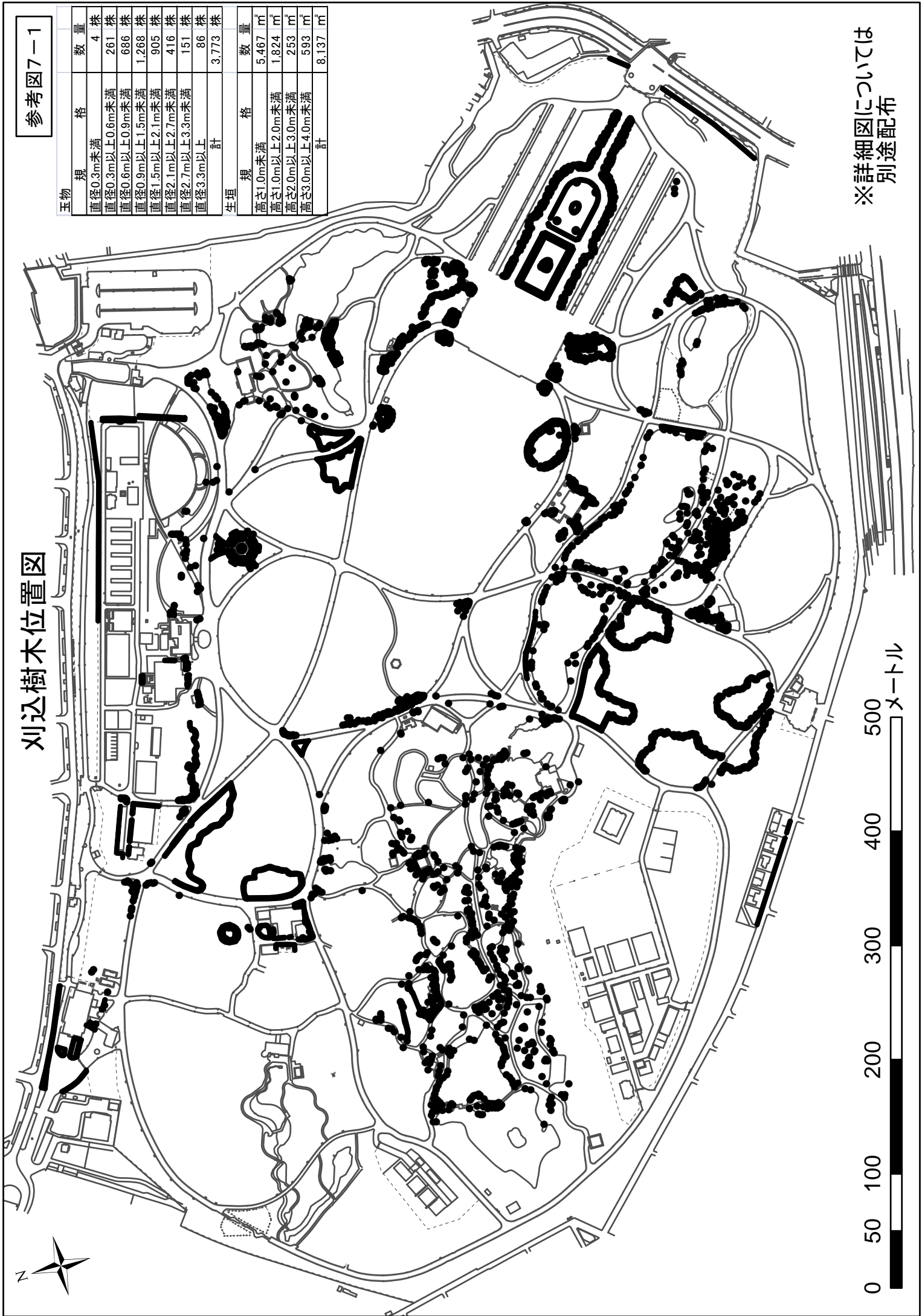
# 刈込樹木位置図

参考図7-1

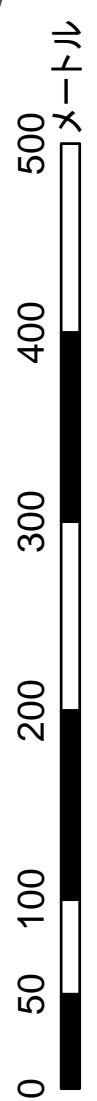
玉物	規	格	数量
直径0.3m未満			4 株
直径0.3m以上0.6m未満			261 株
直径0.6m以上0.9m未満			686 株
直径0.9m以上1.5m未満			1,268 株
直径1.5m以上2.1m未満			905 株
直径2.1m以上2.7m未満			416 株
直径2.7m以上3.3m未満			151 株
直径3.3m以上			86 株
計			3,773 株

生垣	規	格	数量
高さ1.0m未満			5,467 m <sup>2</sup>
高さ1.0m以上2.0m未満			1,824 m <sup>2</sup>
高さ2.0m以上3.0m未満			253 m <sup>2</sup>
高さ3.0m以上4.0m未満			593 m <sup>2</sup>
計			8,137 m <sup>2</sup>



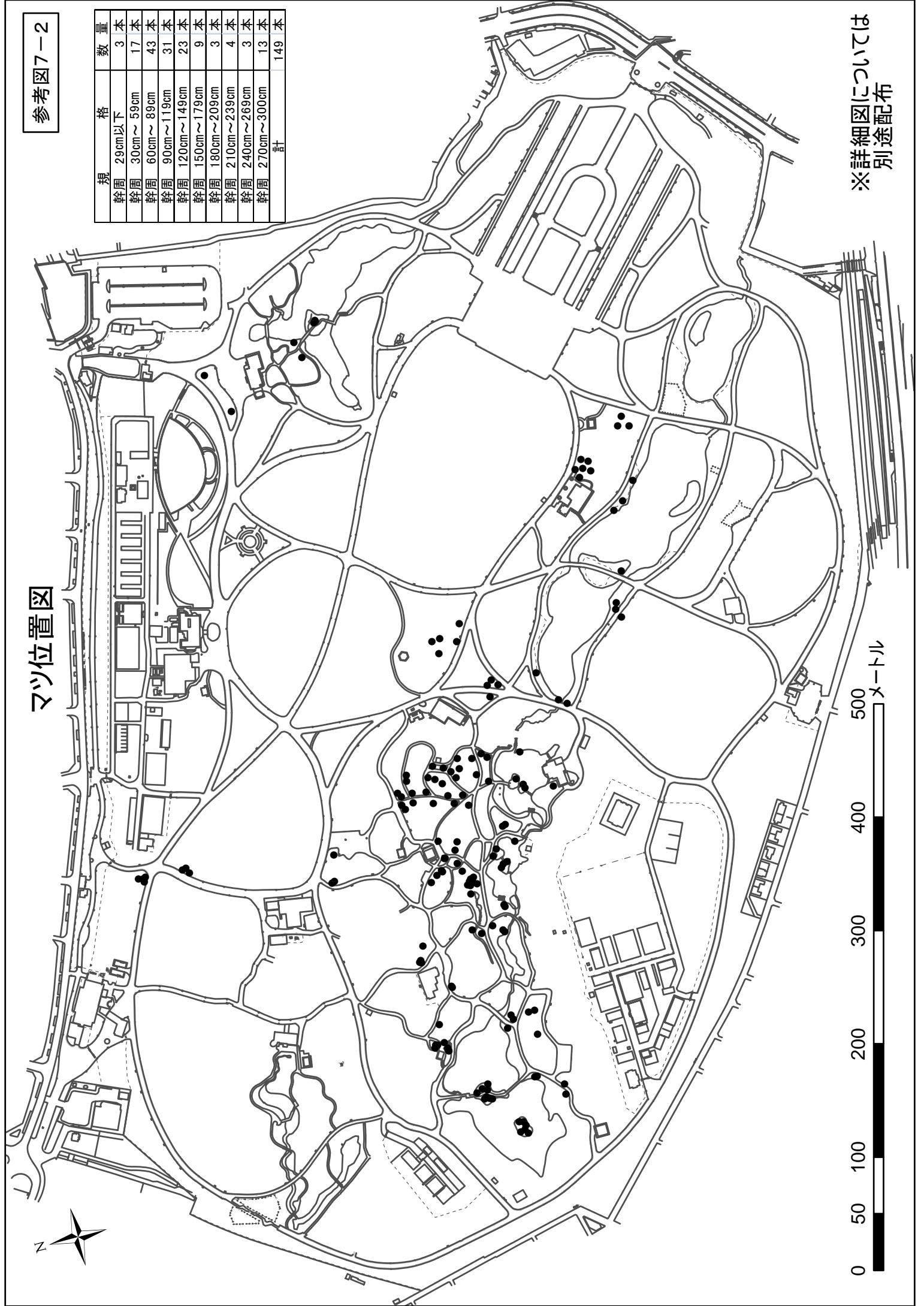
※詳細図については  
別途配布



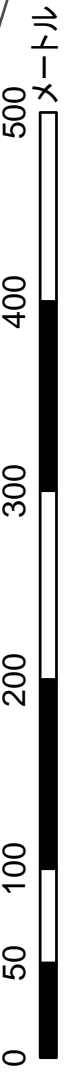
参考図7-2

マツ位置図

規 格	数 量
幹周 29cm以下	3 本
幹周 30cm～59cm	17 本
幹周 60cm～89cm	43 本
幹周 90cm～119cm	31 本
幹周 120cm～149cm	23 本
幹周 150cm～179cm	9 本
幹周 180cm～209cm	3 本
幹周 210cm～239cm	4 本
幹周 240cm～269cm	3 本
幹周 270cm～300cm	13 本
計	149 本



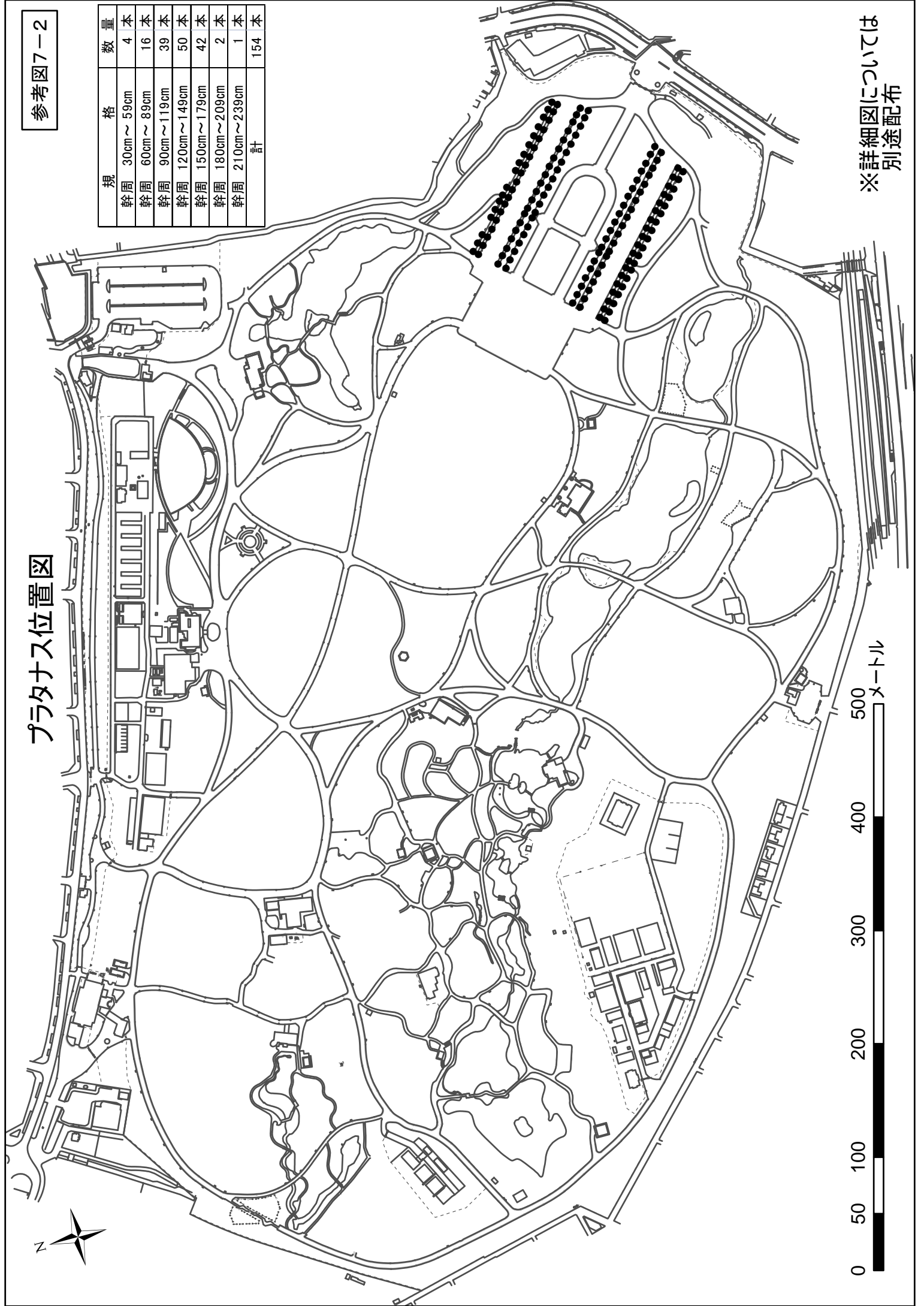
※詳細図については  
別途配布



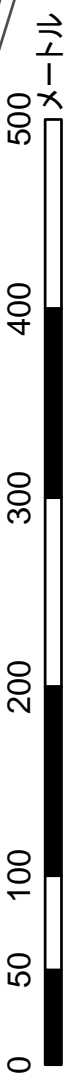
# プラタナス位置図

参考図7-2

規	格	数	量
幹周	30cm～59cm	4	本
幹周	60cm～89cm	16	本
幹周	90cm～119cm	39	本
幹周	120cm～149cm	50	本
幹周	150cm～179cm	42	本
幹周	180cm～209cm	2	本
幹周	210cm～239cm	1	本
計		154	本



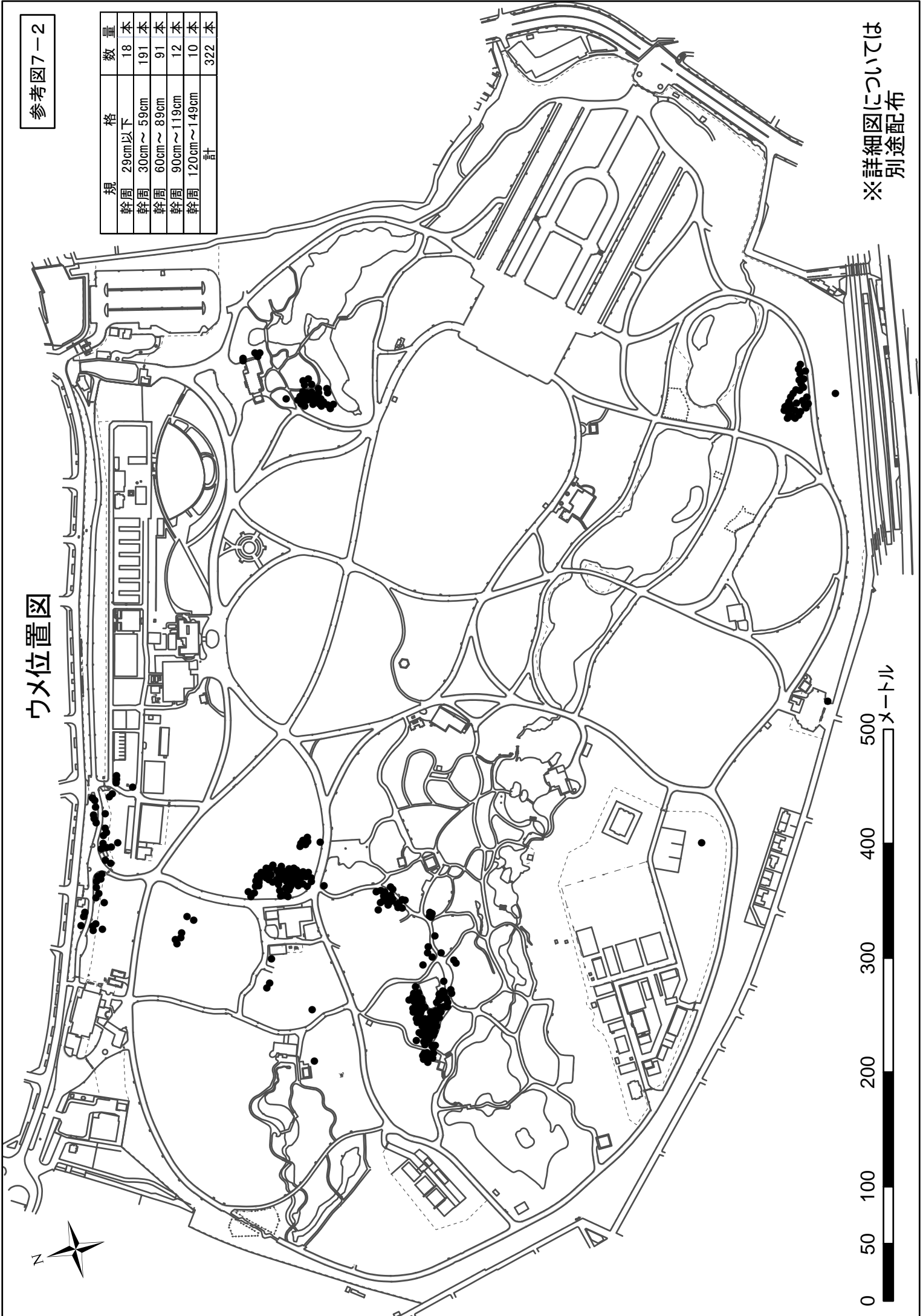
※詳細図については  
別途配布





規 格	数 量
幹周 29cm以下	18 本
幹周 30cm～59cm	191 本
幹周 60cm～89cm	91 本
幹周 90cm～119cm	12 本
幹周 120cm～149cm	10 本
計	322 本

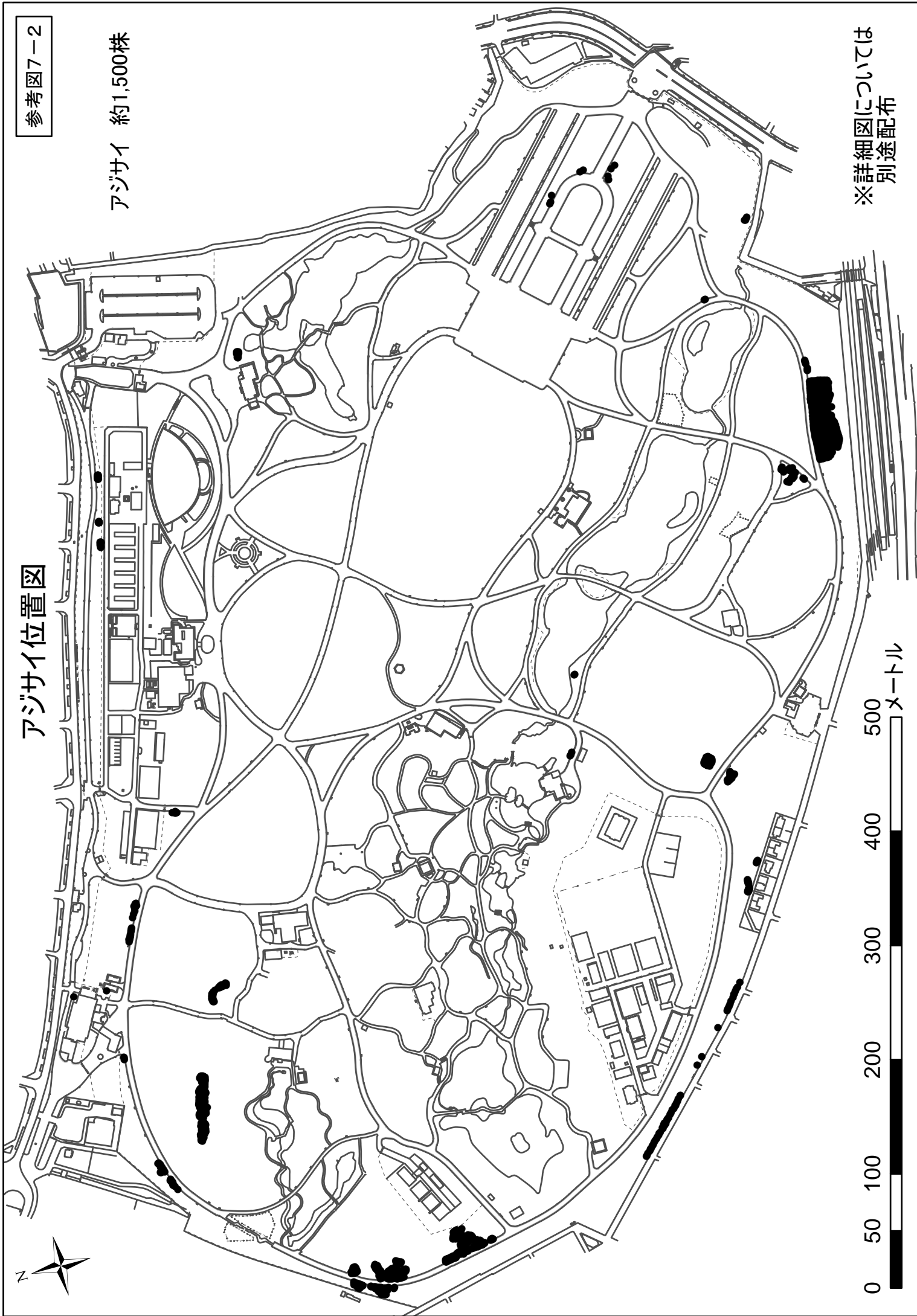
ウメ位置図



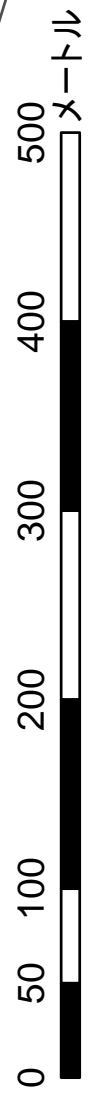
※詳細図については  
別途配布

アジサイ位置図

アジサイ 約1,500株



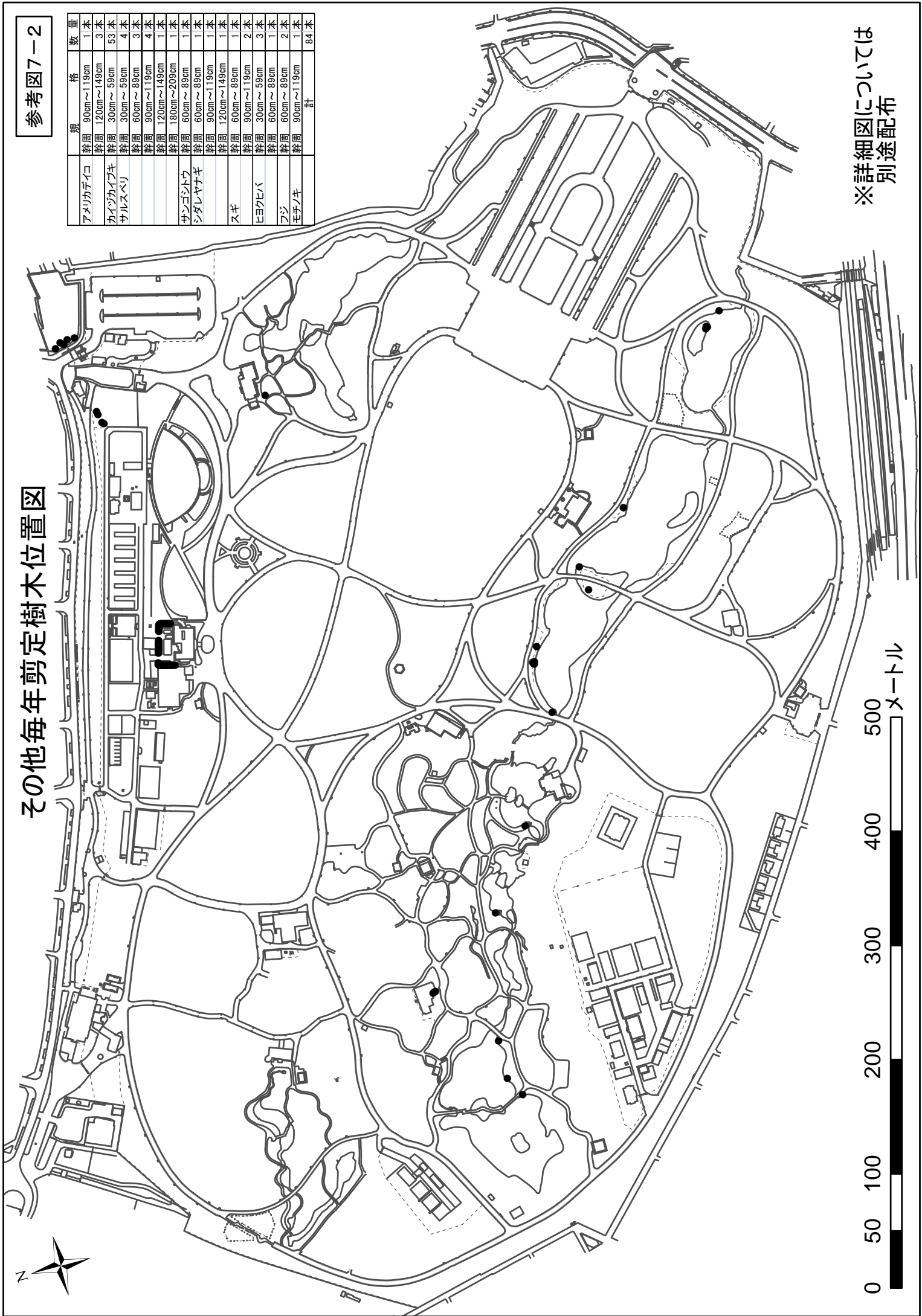
※詳細図については別途配布



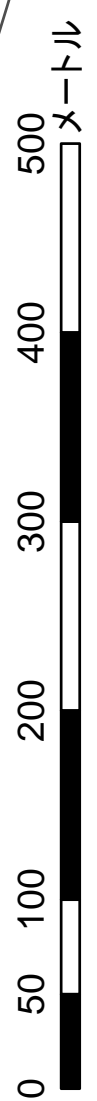
# その他毎年剪定樹木位置図

参考図7-2

種類	規格	数量
アメリカテイロ	幹周 90cm~119cm	1本
	幹周 120cm~149cm	3本
カイツカイブキ	幹周 30cm~59cm	53本
サルスベリ	幹周 30cm~59cm	4本
	幹周 60cm~89cm	3本
	幹周 90cm~119cm	4本
	幹周 120cm~149cm	1本
サンゴシトウ	幹周 60cm~89cm	1本
シダレヤナギ	幹周 90cm~119cm	1本
	幹周 120cm~149cm	1本
スギ	幹周 60cm~89cm	1本
	幹周 90cm~119cm	2本
ヒヨクヒバ	幹周 30cm~59cm	3本
	幹周 60cm~89cm	1本
フジ	幹周 60cm~89cm	2本
モチノキ	幹周 90cm~119cm	1本
	計	84本



※詳細図については  
別途配布



## 温室管理業務個別仕様書

## (1) 管理業務の区域

温室管理業務の区域は、別図 8-1 のとおりとする。なお、清掃等については清掃の個別仕様書（別添 9）を参照すること。

## (2) 植物の管理

温室関係の植物の保有状況は、別添 3 及び別添 4 のとおり。

- ① 各植物の生育特性、生育状況等を考慮し、適切な水やり・施肥等を行う。
- ② 各植物の生育特性、生育状況等を考慮し、適切な時期に植え替え、剪定等の作業を行う。なお、ラン科等のウィルスに汚染されやすい植物については、感染防止に配慮した取扱いを行う。また、当該植物の植え替えの際は再利用の鉢は使用しない。
- ③ 鉢栽培に使用する用土について、植え替え等にあたり既存のものと著しく変更する場合は、管理事務所と協議する。
- ④ 病害虫の発生状況に注意し、病害虫の防除等を適切な時期に実施する。
- ⑤ 使用する薬剤は極力安全性の高いものとし、薬剤の散布は原則的に閉館日に行う。
- ⑥ 植物の生育特性、生育状況等を考慮し、必要に応じて挿し木等により更新を図る。
- ⑦ 系統保存を行っているハナシノブについては、近縁種との交雑を起こさないよう適切に管理する。
- ⑧ 管理事務所が指示する栽培植物の受粉等の作業を行い、採取した種子は速やかに管理事務所へ引き渡す。
- ⑨ 管理事務所が指示する栽培植物について、播種、挿し木等により増殖を行う。
- ⑩ 温室内の植栽地については、展示植物の生育状況、開花特性を考慮し、適切な剪定、支柱設置、植物の更新等の維持管理を行う。
- ⑪ 鉢物については、各植物の生育特性を考慮して適切な場所に収容する。なお、必要に応じて夏期と冬期で場所を移動する。
- ⑫ 温室内の植栽地については、生育特性、植栽状況を考慮し、必要に応じて植栽地の耕耘や腐葉土の混入等の土壌改良作業を行う。



- ⑬ 植物の管理にあたり、ラベル等の管理記録の紛失・付け誤りがないよう十分注意する。また、播種、植え替え等の管理記録を残す。
- ⑭ 管理している植物が枯損等した場合は、速やかに管理事務所へ報告を行う。
- ⑮ 管理事務所の指示のもと、他植物園等に送付する種苗の梱包を行う。
- ⑯ 管理事務所の許可なく栽培している植物を譲渡したり、他所から受け入れない。
- ⑰ 植物管理で発生する樹木の枝葉等は、指定するバックヤードに集積する（参考資料 7-3 参照）。なお、刺のある剪定枝等のチップに適さないものについては、焼却可能な大きさに裁断し、ゴミステーション内にある焼却炉へ運搬し集積する。鉢殻等の不燃物は、ゴミステーション内へ運搬し集積する。

### （３）栽培植物の展示等

- ① 栽培温室等で開花した鉢物は管理事務所の展示方針に従い適宜鑑賞温室に展示し、開花終了後は栽培温室等に戻す。また、必要に応じ展示ラベル等を設置する。
- ② 管理事務所が実施する企画展示の際は、展示パネルの設置、展示用支柱等の設置、植物の展示等を行う。なお、企画展示は年 2 回程度を予定している。
- ③ 鑑賞温室特別室内の植物で開花した鉢物は、観賞温室または特別室内の通路側に展示し、必要に応じて展示用のラベル等を設置する。

### （４）施設の管理

- ① 各温室は栽培植物にとって適正な環境を維持するため、必要に応じ窓の開閉、遮光ネット等の操作を行う。
- ② 観賞温室は利用に支障ないように、開館までにトイレや通路等の清掃を適切に行っておく。通路については汚れ・コケ等の発生状況を確認して、必要に応じ美観維持・危険防止のための清掃を行う。その他の施設については、適切な作業環境維持のため、必要に応じ床等の清掃を行う。
- ③ 温室内の温度管理のために、必要に応じてボイラー、空調機の稼働及び管理を行う。なお、温度設定については管理事務所の指示を仰ぐものとする。
- ④ 天窓、池ろ過装置等の運転管理を参考資料 8-1 に従い行う。
- ⑤ ボイラー運転日には点火・消火時及び管理事務所から指示された時刻の温室内各室温度、使用ガス量等を参考資料 8-2 に従い日誌に記載する。

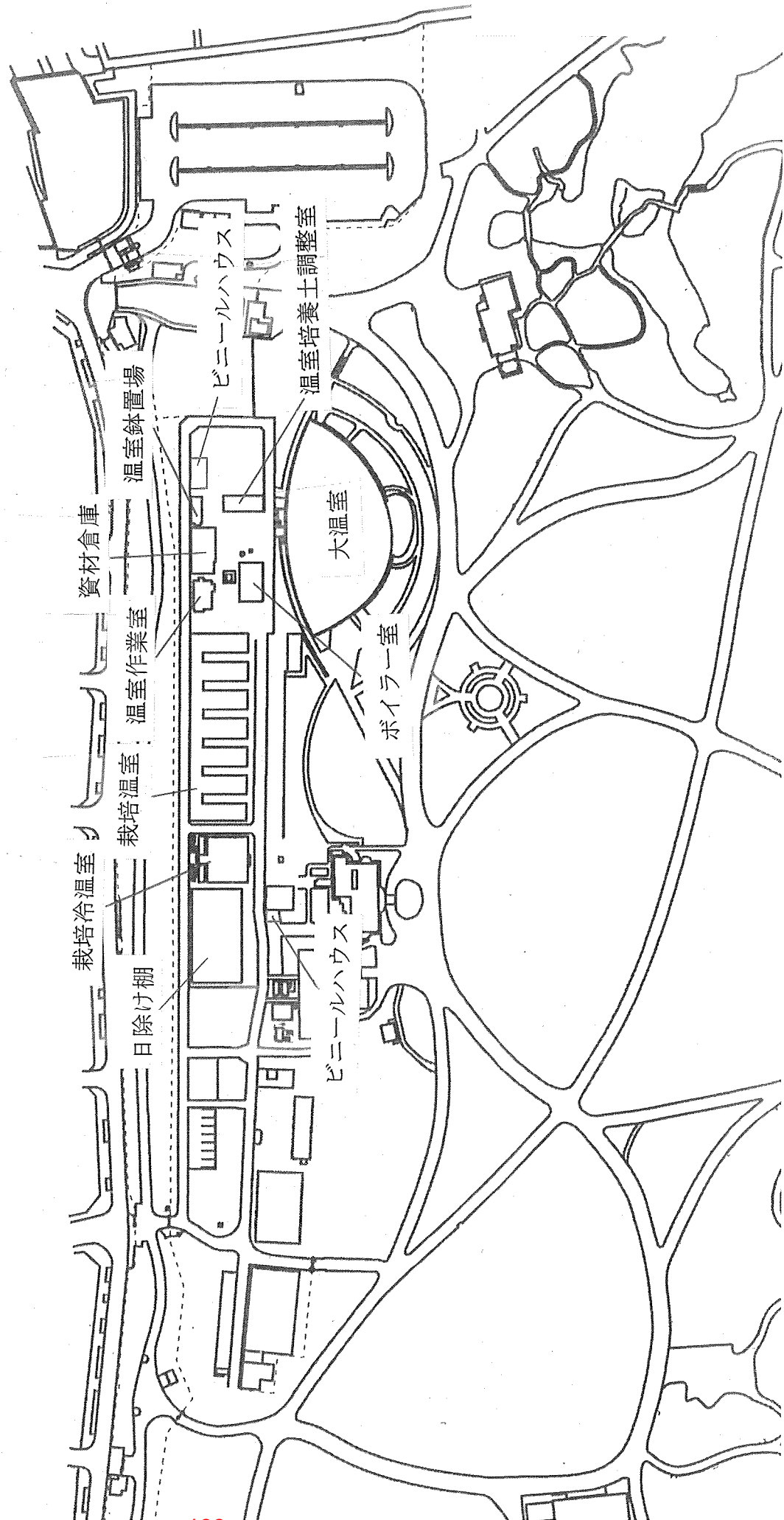
その他管理事務所から指示された機器について運転記録を行う。また、設備の運転に当たっては、栽培植物に適正な環境を確保するとともに、省エネにも配慮する。

- ⑥ 各施設の鍵の施錠・解錠等の管理を行う。
- ⑦ 施設内に故障を発見した場合、軽易なものは民間事業者の負担において補修を行うとともに、速やかに管理事務所に報告する。なお、必要な応急措置がある場合は管理事務所に作業の指示を受けるものとする。
- ⑧ 台風等の際は管理事務所職員と協議し、窓の閉鎖措置などの被害予防措置を行うとともに、台風通過後は予防措置の解除を行う。
- ⑨ 地震、台風等の際は施設の点検を行い、その結果を速やかに管理事務所に報告する。

#### (5) その他

本業務の実施に当たっては、必要に応じて管理事務所職員と協議、または作業の指示を受けるものとする。

なお、本業務において必要な消耗品は、民間事業者において負担する。(参考資料 8 - 3 参照)



## 温室内設備機器及び運転管理一覧

場所	設備	自動制御	手動制御	人力	記録	作業	備考
大温室	中央監視装置	○			○	大温室内の温度記録	大温室内の温度、機器運転状況等の制御監視装置。警報は大木戸券売所と連動
	自動火災報知設備	○					大温室内の火災報知設備制御監視装置。警報は大木戸券売所と連動
	トイレ呼び出し	○					車いすトイレ緊急呼び出し装置。大木戸券売所と連動
	館内放送装置	○					マイク放送可能
	入館カウンター	○					
	天窓	○				冬期は結露対策のため手動操作	
	南壁窓		○			必要に応じて開閉	
	遮光装置		○			必要に応じて開閉	
	ミスト装置	○				夏期運転期間外は10分/日程度の手動運転	
	小型純水装置	○					ミスト用水作成用
	上水給水ポンプ	○			○	給水栓にて残留塩素の確認を週1回以上行う	
	雨水ろ過装置	○				ヘアキャッチャーの清掃、薬液(次亜塩素酸)補充	
	雑用水ポンプ	○					
	池ろ過装置	○				ヘアキャッチャーの清掃	
	滝ポンプ		○			開館日は運転	
	滝ろ過装置	○			○	ヘアキャッチャーの清掃、薬液(次亜塩素酸)補充、残留塩素の確認を週1回以上行う	
	屋外消火栓ポンプ	○					
	消火設備用補助加圧ポンプユニット	○					
	換気装置	○				フィルター清掃	
	暖房器及び配管	○				シーズン前のエア抜き	
栽培温室	天窓	○					温度制御器はボイラー室に設置
	側窓	○		○		必要に応じて開閉	温度制御器はボイラー室に設置、F.G棟およびH~K棟の下部側窓は手動
	遮光装置		○			必要に応じて開閉	
	保温幕装置		○			必要に応じて開閉	
	ミスト装置		○			必要に応じて運転	
	換気装置	○					温度制御器はボイラー室に設置
	暖房器及び配管	○				シーズン前のエア抜き、ファンコイルユニットのフィルター清掃	



場所	設備	自動制御	手動制御	人力	記録	作業	備考
栽培冷温室	天窓	○					
	側窓	○					
	遮光装置		○			必要に応じて開閉	
	ミスト装置		○			必要に応じて運転	
	換気装置	○				フィルター清掃	
	冷房装置	○				冷房期間中は朝晩手動にて温度設定変更、フィルター清掃	
日除け棚	遮光装置		○			必要に応じて開閉	
	ミスト装置		○			必要に応じて運転	
ボイラー室	中央監視装置	○					暖房用機器運転状況等の制御監視装置
	温度記録計				○	栽培温室内の温度記録	
	ボイラー		○		○	必要に応じて運転、運転時間等を記録	
	送水ポンプ	○	○			必要に応じて運転	ボイラー一次側ポンプは手動
	配管	○				シーズン前・中のエア抜き	

温室ボイラー運転日報

平成 24 年 月 日( ) 天候: / 記録者 /

温度測定 (°C)					
場 所	目標温度	:	:	:	:
外気温	—				
A-1	17				
A-2	17				
池水温	27				
A-3	20				
B-1	17				
B-2	19				
C-1	17				
C-2	17				
D-1	16				
D-2	17				
E-1	16				
E-2	16				
F	10				
G	15				
H	16				
I	16				
J	16				
K	12				

温度測定 (°C)					
場 所	目標温度	:	:	:	:
人と熱帯	15				
熱帯山地上部	15				
熱帯山地外周	15				
熱帯山地路盤	15				
ジャングル	15				
熱帯低地	15				
乾燥地	15				
特別室1	16				
特別室2	15				
企画1	15				
企画2	15				
池水温内側	24				
池窓側 1	24				
池窓側 2	24				
外気温	—				

ガス流量	開始時	終了時	開始時	終了時	使用量
BH1-1					m <sup>3</sup>
BH1-2					m <sup>3</sup>
BH2					m <sup>3</sup>
合計					m <sup>3</sup>

備考

運転時間					
ボイラー	開始時間	終了時間	開始時間	終了時間	運転時間
BH1-1	:	:	:	:	:
BH1-2	:	:	:	:	:
BH2	:	:	:	:	:

## 温室主要消耗品

植栽用土等	赤玉土、日向土、軽石、ビーナスライト等
ラン植込材	水苔、ネオソフロン等
鉢・バスケット等	素焼き鉢、駄温鉢、プラ鉢、プラポット、ランバスケット、プランター
肥料	マグアンプ、固形肥料、牛ふん等
農薬	殺虫剤、殺菌剤
栽培資材	支柱、挿しラベル、灌水用具等

## 清掃業務個別仕様書

清掃業務は、新宿区に公園施設用地として使用許可している「新宿区立玉川上水・内藤新宿分水散歩道」敷き約44百㎡（別図9-5）を除く、残りの区域（上の池、中の池、下の池等の池を含む。）を対象とする。

当園の清掃は、現在、本業務及び駐車場業務により実施している。

駐車場業務で行う清掃の区域は別図9-1のとおりであり、これに係る清掃についても本仕様書と同様の管理を行う。

清掃する施設等（ゴミ箱、トイレ、四阿、灰皿設置場所を含む。）の設置場所は、別図9-2のとおりである。

ゴミの減量化が重要な課題であることから、今後の5か年間におけるゴミの減量目標量、そのための方法等を内容とする実効性のある具体的なゴミ減量化計画を作成し、計画的な削減を行う。

### （1） 園内・外周路の掃き掃除

園内の利用者に気持ちよく利用してもらうため、常に清潔の保持に努めるとともに、周辺住民の生活環境の保全にも配慮する。

- ① 主として新宿門前広場、大木戸門前広場及び千駄ヶ谷門前広場（以下「門前広場」という。）並びに園路、散策路等の掃き掃除を行い、公園として良好な環境を維持する。特に門前広場は、開園時間前までに掃き掃除を終了する。
- ② 新宿御苑は、春の桜のみならず、カエデやイチョウ等の紅葉が美しい庭園としても評価が高い公園である。春には常緑広葉樹の落葉、秋にはイチョウ、ケヤキ、サクラなどの落葉が大量に発生するため、落葉の最盛期及び強風後等においては、園内に加えて御苑周辺道路（主に新宿門から千駄ヶ谷門までの区間のうち約825m）の落ち葉の掃き掃除を行い、周辺住民等からの苦情が寄せられないようする。（落葉の最盛期は2～3回程度。清掃する区間は、別図9-3のとおり。）
- ③ 落ち葉は、原則として芝生園地以外の樹林地内に敷戻しするものとするが、常緑広葉樹の落ち葉の一部については腐葉土として活用するため、収集し、菊栽培場内に設置されている堆肥場に運搬・集積する。
- ④ ブロアの使用は、原則として休園日とする。また、門前広場における使用は、原則として午前10時以降とする。

開園日に使用する場合は、特にエンジン出力のこまめな調整等、利用者等に迷惑がかからないよう十分配慮する。



## (2) ゴミの収集・処理

ゴミの収集・処理は、園内に散乱しているゴミ及び園内に設置したゴミ箱（園内8箇所）内のゴミ、管理事務所等の施設から発生するゴミ、各事業から発生するゴミに加えて、芝生の刈草を含む（参考資料9-1 平成22・23年度のゴミ処理量参照）。収集したゴミは「ゴミステーション」に運搬し分別する。なお、芝生については芝生の刈草容積が大きいため、菊栽培地に設けた集草保管場所に収集・運搬・堆積する。ゴミは一定の量になったら、関係法令に則り適切に運搬・処理する。

- ① ゴミ箱からのゴミの運搬方法は、管理事務所が貸与するリアカー又は2トントラックを使用する。その際は、利用者の安全確保上の措置を講ずる。
- ② ゴミステーションに運搬したゴミは、東京都が定める事業系ゴミ分別方法により分別する。
- ③ 芝生の刈草は、可燃ゴミとして処理する。
- ④ 分別したゴミ及び芝生の刈草は適宜、都の指定する処理施設に運搬・処分する。
- ⑤ 特に桜の繁忙期には1日約8万人の入園者があり、大量のゴミが発生するので、迅速かつ適切に処理する。
- ⑥ 各業務から発生したチップに適さない剪定枝、竹材等の自然物については、ゴミステーション内にある焼却炉へ投入し焼却する。焼却後の木質灰については、管理事務所と調整の上、土壌改良材として樹林地内等に敷き均すこととする。なお、焼却炉を使用した場合は、その結果を速やかに管理事務所に報告する。
- ⑦ ゴミ箱は常に清潔にしておくこととする。
- ⑧ 落とし物等については、巡視業務担当者等と十分連携し、誠意をもって対応する。

## (3) トイレ清掃

園内に設置してある17カ所のトイレは、開園時は常に快適な状況で利用できるように維持管理する。

- ① 清掃は開園前までには終了するよう努める。開園時は定期的に巡回し、トイレトペーパーの不足やつまり等の不具合がないか確認し必要な処置をする。また、巡回中に汚れがあるところを確認した場合は、速やかに清掃を行う。
- ② 水洗機器やドアに故障・事故等がないか定期的に巡回点検し、支障が出た場合には速やかに初期対応を行った上で、その結果を管理事務所に連絡する。
- ③ トイレに設置してあるブザーが鳴った場合は、現地へ急行し、原因の調査、ブザーの解除、管理事務所への結果報告等を行う。また、病人がいた場合は、救急車の要請等適切に対処するとともに、その結果を速やかに管理事務所に連絡する。

#### (4) 園内建物及び付帯施設の清掃

園内の建物及び四阿等の付帯施設（別図9-2参照）の清掃を行う。開園時は適宜巡回し、常に快適な状態で利用できるように維持管理をする。

- ① インフォメーションセンター、温室、食堂は、開園時間内は常に利用者があるため、開園前又は開館前に清掃を済ませるとともに、常に快適な利用空間の提供を保持する。なお、インフォメーションセンター2階及び階段についても月1～2回程度清掃を行う。
- ② 管理事務所の執務室及び廊下は、2週間に1回程度職員の少ない休日に清掃する。トイレは毎日モップ等による拭き掃除を行う。
- ③ 御休所は、一般公開を月2回程度行うため、公開日の前日には、公開される出入り口付近、部屋、廊下、窓及び調度品の清掃を行うとともに、非公開エリアについても2ヶ月に1回程度の清掃を行う。（別図9-4参照）また、建物周辺の除草も行う。なお、御休所は国指定重要文化財であることから、調度品も含めてその取り扱いには十分注意する。
- ④ 管理事務所等の各施設のペレットストーブから生じる木質灰については、ストーブの燃焼に支障を来さないよう定期的に清掃し、管理事務所と調整の上、土壌改良材として樹林地内等に敷き均す。
- ⑤ 園内のベンチ、四阿等は安心して利用できる状態に保つ。
- ⑥ 園内の表示・解説板等は、常に利用者を読み取れるよう点検、清掃する。

#### (5) 園路等の簡易補修

- ① 降雨によって園路や散策路に生じた小規模な水溜まり、軽度の砂利の流出、軽微な浸食等は、水抜き、砂利均し、盛土等による簡易な補修を行う。規模が大きい場合はカラーコーン等で周囲を囲むなど、利用者に危険が及ばないように適切に対処する。なお、講じた措置については、管理事務所に速やかに報告する。
- ② 落ち葉や砂利等による側溝柵の簡易な詰まりなどは、適宜復旧する。
- ③ 特に、菊花壇展（11月に日本庭園で開催）に際しては、車椅子利用者等の通行に支障を来さないよう事前に園路の砂利均し、小石の除去（特に坂となっている区域）等を入念に行う。

#### (6) 焼却炉のメンテナンス等

焼却炉の正常な機能を維持するための焼却炉のメンテナンスや焼却炉から排出される排出ガス等に係るダイオキシン類の測定・分析等を毎年行っており、これらが円滑かつ確実に実施できるように、メンテナンスの実施日、メンテナンスのための灰出し、

測定のための焼却、サンプリング採取等について、管理事務所の指示に基づき適切に対処する。

(7) その他

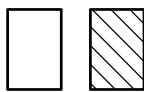
- ① 本業務の実施に当たっては、必要に応じて管理事務所と協議、または作業の指示を受ける。
- ② 貸与する備品の取り扱いについては、別添7植生管理業務個別仕様書(6)②に準じて行う。また、トイレトペーパー、焼却炉用灯油、ゴミ袋等の消耗品については、民間事業者の負担とする。
- ③ 本業務に関して利用者や周辺住民等から苦情等があった場合は、適切に対処する。また、その結果は速やかに管理事務所に報告する。

# 清掃業務区域図

別図9-1

総管理面積 523,292.82㎡

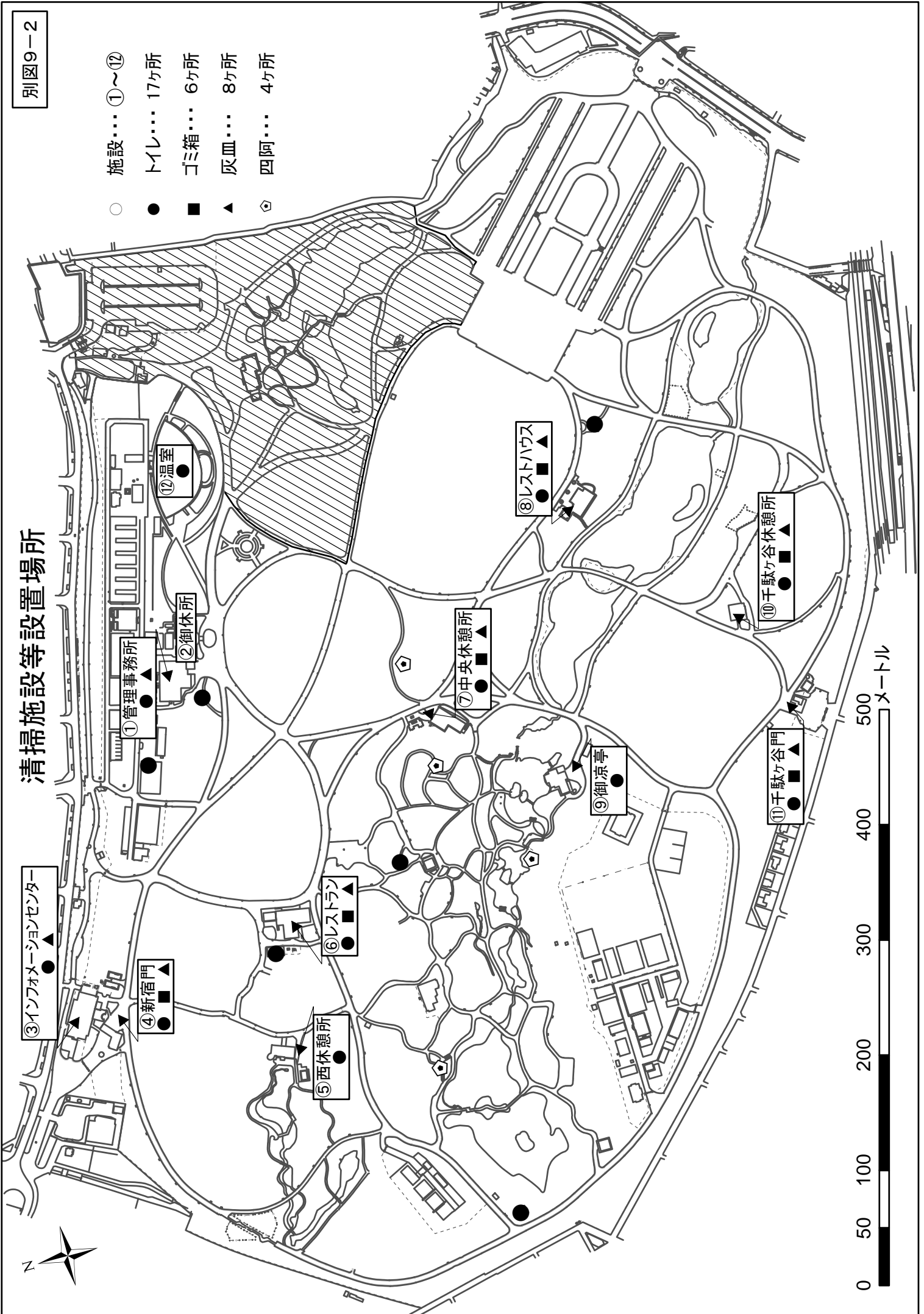
駐車場整理清掃等  
業務区域面積 58,699.73㎡



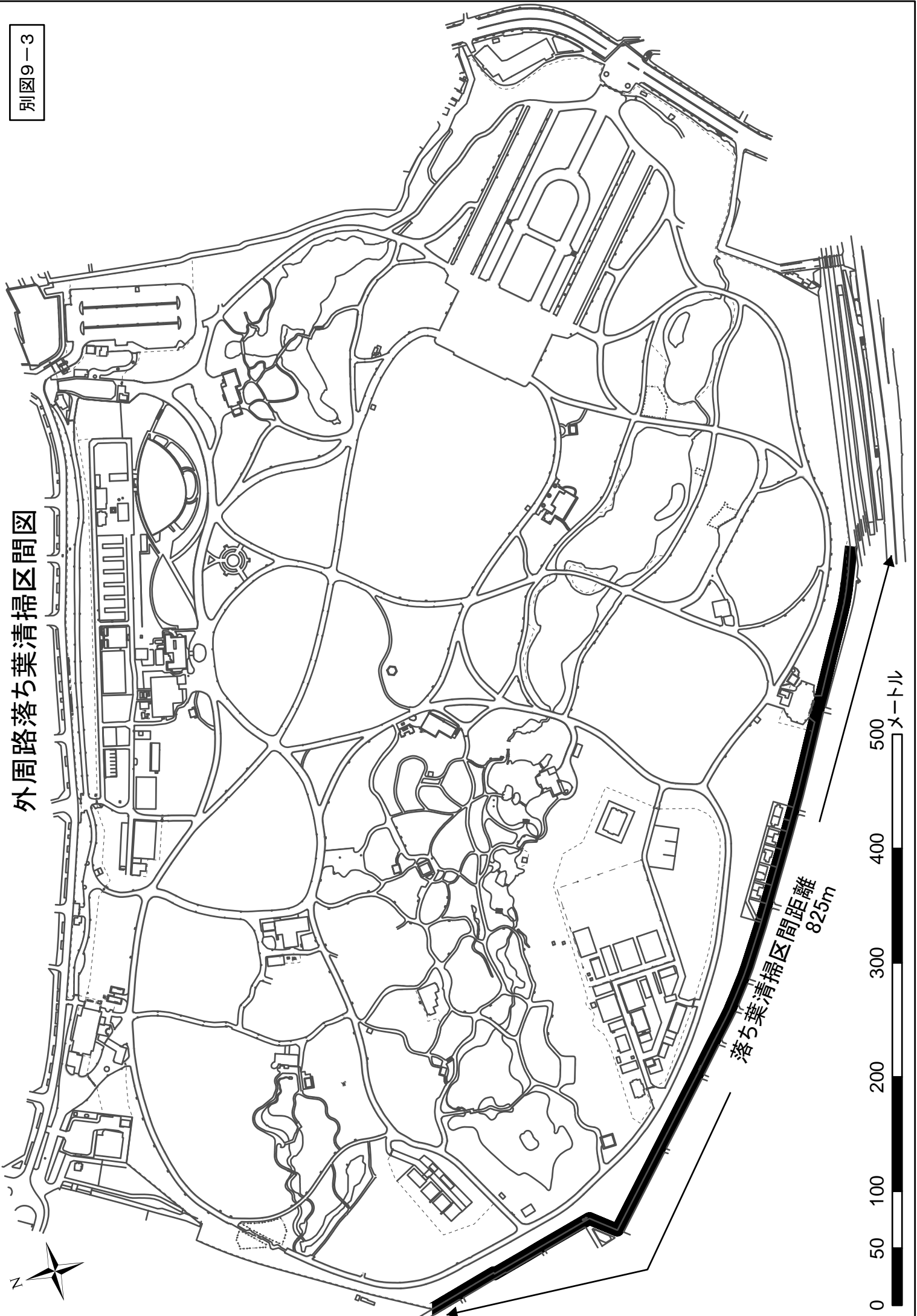


# 清掃施設等設置場所

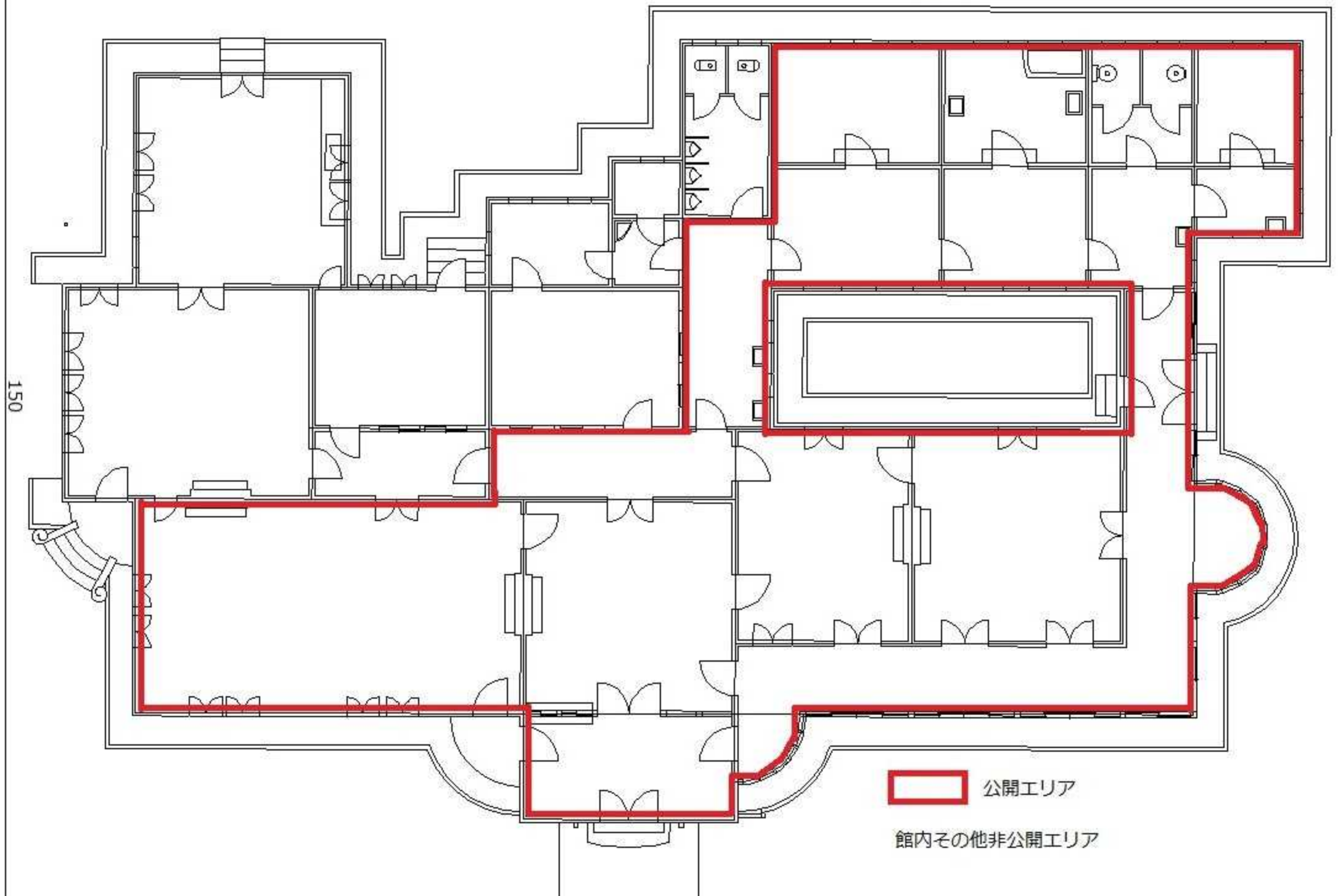
- 施設・・・①～⑫
- トイレ・・・17ヶ所
- ゴミ箱・・・6ヶ所
- ▲ 灰皿・・・8ヶ所
- ◇ 四阿・・・4ヶ所



外周路落ち葉清掃区間図



別図9-4 御休所公開エリアと非公開エリア





新宿区立玉川上水・内藤新宿分水散歩道

■ 散歩道約4,400㎡

